

令和4年9月22日

津山市建設工事等入札参加資格登録業者 各位

津山市総務部契約監理室

測量及び建設コンサルタント業務等の前金払について（お知らせ）

津山市発注の測量及び建設コンサルタント業務等（建設工事に係る調査業務等）の前金払について、次のとおり見直しを行い、令和4年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件において適用するのでお知らせします。

なお、建設工事については、取扱いに変更はありません。

●建設工事及び測量及び建設コンサルタント業務等の前金払について

	現 行	改 正 後
建設工事	【前金払】 契約金額が1件300万円以上の工事について、契約金額の10分の4以内を限度として支払。 【中間前金払】 契約金額が1000万円以上かつ工期90日以上工事について、上記前金払の支払を受けている場合において契約金額の10分の2以内を限度として支払。 ※中間前金払を選択していること	変更なし
測量及び建設コンサルタント業務等		【前金払】 契約金額が1件300万円以上かつ工期90日以上測量及び建設コンサルタント業務等（建設工事に係る調査業務等）について、契約金額の10分の3以内を限度として支払。 【中間前金払】 適用なし。